

食品事業者の皆様

令和3年11月30日までに

食品営業の届出をしましょう



食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から、営業許可業種以外の食品の製造等を行う場合、保健所への届出が必要となります。

既に府規則による業務開始届出書を提出されていても、改めて届出が必要となります。引き続き食品の営業等を行う方は、改めて令和3年6月1日から同年11月30日までに保健所に営業の届出をしてください。

届出の対象となる業種（例）

食品製造・加工業 (許可が必要となる場合を除く)	米粉、小麦粉、食酢、こんにゃく、寒天、干し芋、鶏卵選別包装、カレー粉、調味料、製茶、健康食品、海藻など
温度管理が必要な食品の販売	パッケージされた食肉又は魚介類、牛乳・乳製品、冷凍食品、氷雪など
短期消費される食品の販売	弁当、野菜、果物の販売業など
許可不要の調理業	1回20食程度以上の集団給食施設、コップ式自動販売機（屋内設置）など
食品の貯蔵	冷凍冷蔵倉庫など
合成樹脂製の器具・容器包装製造業	プラスチック食器・調理器具、食品用ラップフィルム、ペットボトルなど
その他	行商など